

離島の生活環境改善支援事業補助金交付要綱

令和 8 年 7 月 14 日 制定

(趣旨)

第 1 条 知事は、離島の買物環境における利便性の向上や選択肢の拡充を図り、もって離島の定住条件の整備に繋げることを目的に、離島住民が沖縄県内に本店を置く量販店（以下「県内量販店」という。）が提供するネットスーパーサービスにより注文した商品について、沖縄本島、宮古島又は石垣島から対象離島までの海上輸送に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沖縄振興特別推進交付金交付要綱（平成24年 4 月 19 日府政沖第 149 号）及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和 47 年沖縄県規則第 102 号）（以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象離島 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 条）第 3 条第 3 号に規定する離島であって、沖縄島又は宮古島と架橋で連結されておらず、人口 5 千人を下回る小規模離島をいう。
- (2) ネットスーパーサービス インターネットを通じて生鮮食品や冷凍食品を含む食品や日用品等を注文し、対象離島の港まで配送するサービスをいう。

(補助対象事業者)

第 3 条 本要綱による補助金の交付を受けることができる者は、ネットスーパーサービスにより注文を受けた商品を対象離島の港まで配送する県内量販店とする。

(補助対象経費及び補助金の算定方法)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の算定方法は、別表 1 のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、離島の生活環境改善支援事業補助金交付申請書（第 1 号様式）を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、その提出期限を変更することができる。

(補助金の交付決定)

第 6 条 知事は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第 7 条 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して 20 日以内に、離島の生活環境改善支援事業補助金交付申請取下げ書（第 2 号様式）を知事に提出しなければならない。

(変更申請手続)

第 8 条 補助事業者は、補助金交付決定後の事情の変更により申請内容を変更して補助事業を行う場合は、離島の生活環境改善支援事業変更承認申請書（第 3 号様式）を知事に提出

し、あらかじめその承認を受けなければならない。

（中止又は廃止の承認申請）

第9条 補助事業者は、第6条の規定に基づき補助金の交付決定の通知を受けた事業を中止又は廃止する場合は、離島の生活環境改善支援事業中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

（遂行状況報告）

第10条 補助事業者は、知事が報告を求めたときは、離島の生活環境改善支援事業遂行状況報告書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月3日までのいずれか早い日までに離島の生活環境改善支援事業実績報告書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

（額の確定等）

第12条 知事は、前条の報告を受けたときは、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業等の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項により交付すべき補助金の額を確定するにあたり、特に必要があるときは、補助事業者に対し、審査に必要な書面の提出を求めることができる。
- 3 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の請求）

第13条 補助事業者は、補助金の概算払いを受けようとするときは、当該事業年度の4月から同年度の2月までの各月分について、翌月の20日までに離島の生活環境改善支援事業補助金概算払申請書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、直ちに離島の生活環境改善支援事業補助金精算払申請書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第14条 知事は、第9条の補助事業等の中止又は廃止の申請があった場合若しくは次に掲げる場合には、第6条の決定の内容の全部又は一部を取り消し若しくは変更することができる。

- (1) 法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業等に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
 - (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じなければ

ならない。

- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第12条第4項の規定を準用する。

(補助金の経理)

第15条 補助事業者は、補助事業に要する経費について、他の経理と区分して、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに補助事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年7月14日から施行する。
- 2 この要綱による補助金の交付は、事業を実施する離島の初年度については、補助率を10/10により実施するものとし、2年目以降の補助率等のあり方については、初年度における事業の実施状況及び効果等を勘案し、検討の上、必要な措置を講じるものとする。

別表 1

区分	補助対象経費	補助率	備考
海上輸送費	沖縄本島、宮古島又は石垣島から対象離島までの海上輸送に要する経費の合計額	10/10	補助金の算出額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 消費税及び地方消費税は補助の対象外とする。